

①決定事項(都市計画の種類)		②規模等	決定権限	関与
1 都市計画区域	・整備開発及び保全の方針 ・区域区分	-	北海道	大臣同意
2 地域地区	・用途区域	-	芽室町	知事同意 ※市は知事 同意不要
3 都市施設	・道路	一般国道	北海道	大臣同意
		道道	北海道	大臣同意 不要
		町道	芽室町	知事同意 ※市は知事 同意不要
	・公園、緑地	10ha以上	北海道	大臣同意 不要
		10ha未満	芽室町	知事同意 ※市は知事 同意不要
	・公共下水道	二以上の 市町村	北海道	大臣同意 不要
芽室町内		芽室町	知事同意 ※市は知事 同意不要	
4 地区計画	・地区計画	-	芽室町	知事同意 ※市は知事 同意不要
5 市街地開発事業等	・市街地再開発事業	3ha超	北海道	大臣同意 不要
		3ha以下	芽室町	知事同意 ※市は知事 同意不要
	・土地区画整理事業	50ha超	北海道	大臣同意 不要
		50ha以下	芽室町	知事同意 ※市は知事 同意不要